

低所得世帯に扶養されている児童への給付に関するよくある御質問

給付対象者について

給付対象となるのはどのような世帯ですか。

基準日(令和5年12月1日)時点で本市に住民登録があり、令和5年度分の住民税均等割のみ課税者を含み、所得割課税者を含まない世帯及び住民税均等割非課税世帯のうち、原則として世帯に18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる場合、対象となります。

令和5年度分の住民税均等割のみ課税者を含み、所得割課税者を含まない世帯というのはどのような世帯ですか。

住民税均等割のみが課税されている方と住民税均等割非課税者で構成される世帯や、住民税均等割のみ課税者のみで構成される世帯となります。
住民税均等割非課税者のみで構成される世帯や、世帯に所得割課税者が含まれる場合は対象外となります。

住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成される世帯とは、どのような世帯ですか。

例えば、高齢者2人世帯がいずれも住民税均等割のみ課税であるが、別で暮らしている課税者の息子に2人も扶養されている世帯や、課税者の親に扶養されている大学生(住民税均等割のみ課税)の単身世帯などです。

住民税均等割のみ課税者とはどのような方をいうのですか。

住民税は「均等割」と「所得割」とで構成されており、「均等割」は、前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくもので、この「均等割」のみが課税される方をいいます。(本市の令和5年度住民税均等割額は5,300円です。)
なお、「所得割」は、前年の所得金額に応じて負担頂くものです。

令和5年12月2日以降に出生した児童も支給の対象となるのでしょうか。

令和5年12月2日以降、令和6年5月31日までに出生した児童については対象となります。
なお、令和6年5月1日から令和6年5月31日までの出生により、申請に間に合わない場合はご相談ください。

遠方の学校等への就学等により、同一世帯ではないものの、扶養している場合は対象となるのでしょうか。

同一世帯ではないが、児童手当における別居監護等に該当する場合等については対象となります。申請に別途、書類が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

令和5年12月2日以降に寝屋川市へ転入した場合、対象となりますか。

基準日である令和5年12月1日に、寝屋川市に住民登録がある方が対象となるため、本市での対象にはなりません。支給要件を満たしていれば転入前の自治体で支給対象となる場合がありますので、転入前の自治体にお問い合わせください。

受付窓口について

手続きは窓口でもできますか。

窓口でも可能です。

窓口はどこですか。

寝屋川市役所別館1階です。(仮称)駅前庁舎から変更になっていますので御注意ください。

窓口に自転車や車を停めてもいいですか。

市役所別館に駐車場や駐輪場はありません。市役所本庁の来庁者用駐車場・駐輪場に停めてください。

窓口は何時から何時までですか。土日に行ってもいいですか。

平日午前9時から午後5時30分までです。土日祝日は受付することができません。

申請・受給について

口座振込でなく、現金で受け取ることはできますか。

原則、口座振込となりますが、銀行口座を持っていない方などのやむを得ない事情がある方については現金での給付を行います。

申請期限はいつになりますか。

令和6年5月31日(金)【消印有効】を申請期限としております。

確認書に口座内容が印字されているのですが、印字された口座への振込を希望する場合、どのような手続きが必要となるのですか。

確認書の「世帯主氏名」「確認日」及び「電話番号」を御記入の上、返信用封筒にて御提出ください。本人申請の場合は、添付書類(本人確認書類及び通帳のコピー)は不要です。

支給要件確認書が届かなかったのですが、支給要件を満たしている場合、どのように申請すべきですか。

「申請書」での手続きとなります。

申請書の設置場所

市役所別館1階、市役所本庁(1階総合案内、人権・男女共同参画課)、
保健福祉センター(1階総合窓口、子どもを守る課)、各シティ・ステーション、
池の里市民交流センター(正面ロビー前、保護課、社会福祉協議会)、消費生活センター

必要書類

1. 令和5年度低所得者支援給付金申請書(請求書)(住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に扶養されている児童5万円給付)
2. 申請・請求者本人確認書類のコピー
3. 受取口座を確認できる書類のコピー
4. 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』のコピー
(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方のうち、16歳以上の方全員分)
5. 「(別紙)代理人申請及び提出書類について」(代理人による申請の場合)

※住民税均等割非課税世帯への7万円給付金及び住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付の申請もされる場合は、別途、各給付金に係る申請書及び添付書類の提出が必要となります。